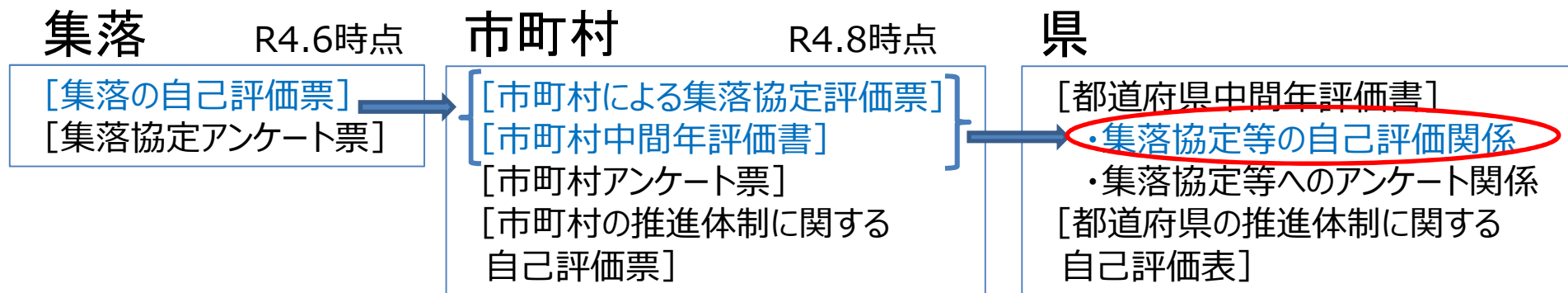


中山間地域等直接支払制度に 係る中間年評価について

神奈川県中間年評価書(案)

中間年評価とは？

目的：協定活動の実施状況の点検・評価、本制度の効果や課題を把握することにより、制度の主旨を踏まえた適切な協定活動を推進するとともに、最終年評価及び次期対策に向けた検討に資すること。



本日は**都道府県中間年評価書（案）のうち、集落協定等の自己評価関係**についてご意見いただきます。（集落協定等へのアンケート関係については結果の説明のみ）

目次

○県中間年評価書（集落協定等の自己評価関係）

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

1. 制度の実施状況の概要

II 都道府県による評価結果

★1. 評価項目に対する都道府県の評価

2. 評価が「△」・「×」の評価項目に対する指導・助言の状況

★3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

★4. 市町村に要望する支援内容

III 次期対策（令和7年度～）等

★1. 継続の意向等 ★2. 協定の役員

★は委員会からご意見を頂く項目になります。

○県中間年評価書（集落協定等へのアンケート関係）

IV-1 アンケート調査の対象協定（集落）等数

IV-2 集落協定へのアンケート調査結果の評価

IV-3 市町村へのアンケート調査結果の評価

○中間年評価書（集落協定等の自己評価関係）

I 中山間地域等直接支払制度の実施状況（R3年度）

1 制度の実施状況の概要

(1)市町村数

都道府県	市町村数	交付市町村数
全国	1,718	996
関東	432	171
神奈川県	33	5

令和4年8月現在

1 制度の実施状況の概要

(2)協定数

都府県名	全協定 計	集落協定			個別協定		
		小計	基礎単価 適用	体制整備 単価 適用	小計	基礎単価 適用	体制整備 単価 適用
全国	24,171	23,592	5,518	18,074	579	90	489
関東	2,062	2,031	675	1,356	31	2	29
神奈川県	8	8	5	3	0	0	0

単価の種類

基礎単価：農業生産活動を継続するための活動（農業生産活動等、多面的機能を増進する活動）を実施する場合の単価で、体制整備単価に0.8を乗じた額。
「**8割単価**」と呼ばれる。

体制整備単価：農業生産活動を継続するための活動（農業生産活動等、多面的機能を増進する活動）に加え、体制整備のための前向きな活動（集落戦略の作成）を実施する場合の単価で、「**10割単価**」と呼ばれる。

協定の種類

集落協定：対象農用地において、農業生産活動を行う農業者の間で役割分担、農業生産活動として取り組むべき事項などを規定。

個別協定：認定農業者、第3セクター、特定農業法人、農協、生産組織等が農作業受託などにより、耕作放棄される農用地を引き受けて行う農業生産活動を規定。

1 制度の実施状況の概要

(3) 交付面積

(単位：ha)

都府県名	全協定	集落協定		個別協定			
	計	小計	基礎単価	体制整備単価	小計	基礎単価	体制整備単価
全国	596,514	589,679	48,470	541,209	6,836	622	6,213
関東	20,109	19,562	4,313	15,249	547	37	510
神奈川県	43	43	32	11	0	0	0

都道府県	計	田				畑				草地	採草放牧地
		計	急傾斜	緩傾斜	その他	計	急傾斜	緩傾斜	その他		
全国	596,514	304,661	141,052	157,713	5,897	49,572	29,026	15,097	5,448	228,847	13,434
関東	20,109	16,706	11,000	5,546	159	2,969	1,760	1,183	26	111	324
神奈川県	43	21	2	19	0	23	6	16	0	0	0

1 制度の実施状況の概要

(4) 交付金額

(単位：百万円)

	計	集落協定	個別協定
全国	52,369	51,768	601
神奈川県	2.77	2.77	0

1 制度の実施状況の概要

(5)協定の概要

	1 協定当たりの平均			参加者 1 人当 たり交付金額 (万円)	実施 1 市町村当たりの平均		
	参加者数	交付面積 (ha)	交付金額 (万円)		協定数	交付面積 (ha)	交付金額 (万円)
全国	21	25	219	10.3	24	596	5,234
基礎単価	16	9	91	5.8	11	98	1,019
体制整備単価	23	30	258	11.2	20	601	5,175
神奈川県	19.8	5.4	34.6	1.8	1.6	8.6	55.4

Ⅱ 都道府県による評価結果

★1. 評価項目に対する都道府県の評価

評価項目	市町による評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	1	6	1	
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	1	7		
b 水路・農道等の管理	1	7		
c 多面的機能を増進する活動	1	7		
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み		2	1	
b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況		3		
エ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算				
b 超急傾斜農地保全管理加算			1	
c 集落協定広域化加算				
d 集落機能強化加算		1		
e 生産性向上加算		1		
オ 全体評価 ※優～不可の数は◎～×の数の合計ではありません。 P.14【全体評価の基準】参照。	優	良	可	不可
	7 (88%)		1 (13%)	

★1. 評価項目に対する都道府県の評価

評価項目	市町による評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ア 集落マスタープランに係る活動	1	6	1	

- ◎：最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
 ○：最終年においても活動の実施が見込まれる
 △：市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
 ×：最終年においても活動の実施が困難

集落マスタープランに係る県内の活動事例

- ・農業生産条件の強化
- ・担い手への農地集積
- ・地場産農産物等の加工・販売
- ・共同で支えあう集団的かつ持続可能な体制整備
- ・その他（多様な担い手の確保（学校等の農業体験の受け入れ））

★ 1. 評価項目に対する都道府県の評価

評価項目	市町による評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
イ 農業生産活動等として取り組むべき事項				
a 耕作放棄の防止等の活動	1	7		
b 水路・農道等の管理	1	7		
c 多面的機能を増進する活動	1	7		

◎：最終年においても活動の実施が確実に見込まれる

○：最終年においても活動の実施が見込まれる

△：市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる

×：最終年においても活動の実施が困難

a 耕作放棄の防止等の活動事例（県内）

鳥獣害対策、地場農産物の加工・販売、利用権の設定等・農作業の委託、共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備、農業生産条件の強化、農地の法面管理

b 水路・農道等の管理

c 多面的機能を増進する活動事例（県内）

緑肥作物の作付け、景観作物の作付け、周辺林地の下草刈等

★ 1. 評価項目に対する都道府県の評価

評価項目	市町による評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
ウ 集落戦略の作成				
a 集落戦略の作成見込み		2	1	
b 集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況		3		

- ◎：最終年までに作成が確実に見込まれる（作成済み）
 ○：最終年までに作成が見込まれる
 △：最終年までの作成に不安がある
 ×：最終年までの作成見込みが立っていない

★ 1. 評価項目に対する都道府県の評価

評価項目	市町による評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
Ⅰ 加算措置の目標の達成状況・達成見込み				
a 棚田地域振興活動加算				
b 超急傾斜農地保全管理加算			1	
c 集落協定広域化加算				
d 集落機能強化加算		1		
e 生産性向上加算		1		

◎：最終年までに目標達成が確実に見込まれる（目標達成済み）
 ○：最終年までに目標達成が見込まれる
 △：市町村が指導・助言することで、最終年までに目標達成が見込まれる
 ×：市町村が指導・助言したとしても、最終年までに目標達成が困難

b 超急傾斜農地保全管理加算の県内事例

【超急傾斜農地の保全】イノシシの掘り起こし等による法面の崩落が多発しているため、集落で鳥獣防護柵を設置し、法面を保全していく。

【農産物の販売促進等】茶工場の運営を継続していく。また、加工量が現状から大きく下がらないよう、令和6年度までに集落戦略を立てる等の取組を実施していく。

d 集落機能強化加算の県内事例

人材確保と共同で支え合う体制づくりのために令和6年度までに延べ150人以上のボランティアを受け入れる。

e 生産性向上加算の県内事例

収益が高い酒米を無農薬無化学肥料栽培で行い、販売できる酒米が反収5俵以上になるよう収量増加を目指す。

★1. 評価項目に対する都道府県の評価

評価項目	市町による評価結果（協定数）			
	◎	○	△	×
オ 全体評価	優	良	可	不可
	7 (88%)	0 (0%)	1 (13%)	0 (0%)

【全体評価の基準】

優：評価項目のアからエが◎ 又は○であること

良：評価項目のアからエに×がなく、アとイ及びエに△がないこと

可：評価項目のアからエに×がないこと

不可：評価項目のアからエに×があること

★ 1. 評価項目に対する都道府県の評価

市町による集落の評価（概要）

7 協定	優	<ul style="list-style-type: none">・集落協定に基づき、取り組んでいる。・関係団体との連絡調整を密に行い実施している。・集落でのまとまりが強化され、保全や耕作意欲の向上が見込まれる。 活動に対する意欲は高く、最終年における目標達成の可能性は非常に高いと思われる。
1 協定	可	加算措置として取り組む茶工場運営の継続化という目標達成の見通しが立たない状況にある。今一度集落の状況を整理し、活動の継続を促す必要があると考える。

★ 1. 評価項目に対する都道府県の評価

1 について県の総合的な所見

県（案）

全 8 協定のうち 7 協定において第 5 期対策の最終年まで取組が継続する見込がある。全 8 協定のうち 1 協定では超急傾斜農地保全管理加算の目標達成が困難となっているが、3 協定では集落戦略の作成が見込まれ、その他の協定でも第 5 期対策の最終年まで継続する見込がある。本制度に取り組んだことにより、多くの市町で荒廃農地の発生防止効果があったと考えられる。

1 について委員会からご意見をお願いします。

2. 評価が「△」・「×」の評価項目に対する指導・助言の状況

設問	評価項目	評価	指導・助言の内容
回答	集落マスタープランに係る活動	△	目標としていた茶工場の運営が終了してしまったため、新たな目標の設定に向け指導・助言を行う。
	集落戦略の作成状況・作成見込み	△	集落戦略の作成に向けた準備も積極的に行っており、活動への意欲は非常に高いが、茶工場の運営が終了し、活動の継続に不安を抱えているため、集落戦略作成の支援を行っていく。
	超急傾斜農地保全管理加算	△	農産物の販売促進として取り組んでいた、茶工場の運営が終了してしまったため、改めて今後の運営について話し合いを行う必要がある。

3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

★(1) 集落協定の話合いの回数

		全協定数	話合い回数（回数ごとの協定数）			
			0回	1回	2回	3回以上
集落協定の 話合いの状況	R 2年度	7	0 (0%)	1 (14%)	1 (14%)	5 (71%)
	うち集落戦略	2	0 (0%)	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
	R 3年度	8	0 (0%)	1 (13%)	1 (13%)	6 (75%)
	うち集落戦略	3	0 (0%)	2 (67%)	0 (0%)	1 (33%)

県の所見（案）

R 2においては全 7 集落、R 3においては全 8 集落で十分な回数のお話合いが実施されたと考える。
回数が 1 回という協定も見られるが、日ごろからの意見交換が出来ているところもあり、十分実施が出来ていると考える。

3 について、委員会からご意見をお願いします。

3. 集落協定の話合いの回数と集落戦略の作成

★(2) 集落戦略作成の話合いの参加者

話合いの参加者	協定数	割合
① 協定参加者	3 協定	100 %
② 協定参加者以外の集落の住民	1 協定	33.3 %
③ 農業委員等、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	協定	0 %
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者	協定	0 %
⑤ 協定役員のみ	協定	0 %
⑥ 話合いをしていない	協定	0 %

県の所見（案）

上記②と回答した協定では、人・農地プランの策定に係る話し合いに参加することにより、協定参加者以外の住民の参加を得ており、今後はそれに農業委員も加わる予定である。活動を継続するには協定以外の方の参加も必要と思われることから、このような事例を収集し、市町に紹介するなどの支援をしたいと考える。

3について委員会からご意見をお願いします。

★ 4. 市町村に要望する支援内容

活動に当たり、今後、特に市町村に要望する支援	協定数	割合
① 協定書作成に係る支援	6	75 %
② 集落戦略作成に係る支援	2	25 %
③ 目標達成に向けた支援	4	50 %
④ 協定の統合・広域化への支援	1	12.5 %
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	5	62.5 %
⑥ ①～⑤以外の支援		0 %
⑦ 特に支援を要望しない	1	12.5 %

県の所見（案）

全協定の75%が協定書作成に係る支援を、62.5%の協定で事務負担軽減に向けた支援を要望されていることから、協定書作成及び事務全般に関して負担が重いと思われる。また、集落戦略作成や目標達成への支援への要望もあり、本事業の継続には市町村による支援が重要だと考える。

4について委員会からご意見をお願いします。

Ⅲ 次期対策（令和7年度～）等

★ 1. 継続の意向等

設問 協定数	次期対策 の継続意 向等	広域化の 意向	協定廃止の理由
6 協定	継続	なし	
1 協定	廃止	—	<ul style="list-style-type: none">● 活動の中心となるリーダーの高齢化のため● 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため● 農業収入が見込めないため
1 協定	未回答	なし	

広域化とは・・・近隣の集落協定との統合又は本制度 に取り組んでいない集落の取り込みなど、協定対象農用地の範囲を拡大することである。広域化することで、集落間の連携が図られ、集落機能の維持をしていく効果が期待され、また集落協定広域化加算の措置適用を検討することが出来る。

★ 1. 継続の意向等

集落協定の広域化等に対する県の推進方針

7 集落協定において、現在、広域化の意向はないが、県内の中山間地域を保全するためには集落協定の広域化は有効な方法の 1 つであると考え、今後集落等から広域化に関する相談があった場合には支援を行っていく。

廃止意向の協定に対する県の働きかけの方針

廃止意向を示している集落協定や、市町の対応方針を確認したうえで、廃止意向を示すに至った経緯や原因を確認するとともに、次期対策に向けた必要な支援を検討したい。

1 について委員会からご意見をお願いします。

★ 2. 協定の役員

① 代表者

年齢	～59歳	1人 (13%)	60～69歳	4人 (50%)	70～79歳	3人 (38%)
代表者になってからの年数	～2年	3人 (38%)	3年～7年	4人 (50%)	8年～	1人 (13%)
次期対策での代表者の継続の目途 ※	ある	3 (50%)	協定	ない	3 (50%)	協定

② 事務担当者（会計）

年齢	～59歳	1人 (13%)	60～69歳	4人 (50%)	70～79歳	3人 (38%)
担当者になってからの年数	～2年	5人 (63%)	3年～7年	2人 (25%)	8年～	1人 (13%)
次期対策での担当者の継続の目途 ※	ある	5 (83%)	協定	ない	1 (17%)	協定

※Ⅲの1で次期対策の継続意向について廃止、未回答だった2協定を除く

③ 事務委託等の状況

事務委任の有無	現在				今後			
	数	協定	数	%	数	協定	数	%
なし	8	協定	100	%	8	協定	100	%
あり		協定	0	%		協定	0	%

★ 2. 協定の役員

Ⅲの2について都道府県の所見

県（案）

全8協定中7協定は代表者及び事務担当者（会計）ともに60歳代の割合が高く、次いで70歳代となっている。また、次期対策における代表者や事務担当者（会計）の継続目途が立っていない協定が複数みられ、役員のなり手が不足していると考えられる。事務負担軽減のための方策として事務委託を行うことが1つの解決策となり得るため、市町の対応を支援していく考えである。

2について委員会からご意見をお願いします。

○中間年評価書（集落協定等へのアンケート関係）

IV－1 アンケート調査の対象協定（集落）等数

	協定等数		アンケート実施 協定等数	
集落協定	8	協定	1	協定
個別協定		協定		協定
廃止協定		協定		協定
未実施集落		集落		集落
市町村	5	市町村	4	市町村

IV－2 1集落協定
IV－3 4市町

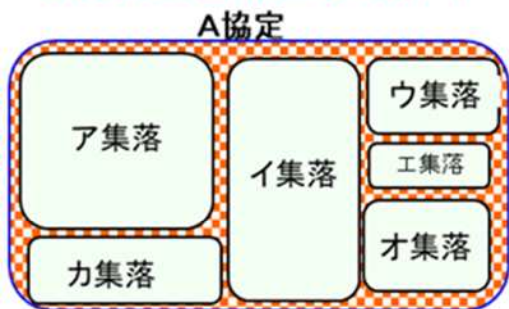
IV-2 集落協定へのアンケート調査結果（1集落協定）

1 集落協定の範囲等

(1) 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲
(①～⑥の中で最も近いものを選択)

1 集落協定

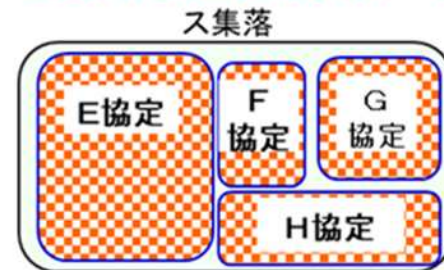
① 1つの集落協定の中に
複数の農業集落がある例-1



③ 1つの農業集落の中に
1つの集落協定がある例-1



⑤ 1つの農業集落の中に
複数の集落協定がある例-1



② 1つの集落協定の中に
複数の農業集落がある例-2



④ 1つの農業集落の中に
1つの集落協定がある例-2



⑥ 1つの農業集落の中に
複数の集落協定がある例-2



凡例

□ 農業集落の農用地の範囲

▨ 集落協定の農用地の範囲

1 集落協定の範囲等

(2) 集落協定の話合いの持ち方 (以下の1つを選択)

	選択
①中山間地域等直接支払制度のための話合いを開催	<input type="checkbox"/>
②地域の他の話合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話合いを開催	<input checked="" type="radio"/>

2 集落戦略について

設問	(1) 集落戦略の作成に当たって工夫したこと	(2) 集落戦略の作成によりどのような効果があったか
回答 (選択式)	市町村や関係機関の協力を得て進めた	<ul style="list-style-type: none">● 基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある● 鳥獣害対策を実施した又はその計画がある

3 加算措置に取り組む際に中心となった者

設問	取り組んだ加算措置	加算措置に取り組む際に中心となった者
回答（選択式）	超急傾斜加算	協定代表者以外の協定参加者

4 第5期対策における本制度の効果について

設問	本制度に取り組まなかった場合に協定対象農地が荒廃農用地になっていた割合	隣接する集落の状況		本制度や加算に取り組んだことによる効果
		隣接集落の本制度の取組状況	本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況	
回答（選択式）	1～3割	隣接する集落は本制度に取り組んでいない	以前と変わらない	<ul style="list-style-type: none"> ● 荒廃農地の発生防止 ● 水路・農道等の維持、地域の環境が保全された ● 鳥獣被害が減少した

5 集落協定が実施している各種の活動

設問	(1) 集落協定が実施している活動	(2) (1)の活動に当たっての連携組織
回答 (選択式)	<ul style="list-style-type: none">● 協定対象農用地以外の農用地の保全活動 (草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等)● 協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動 (多面的機能支払による活動を含む)● 鳥獣害対策	<ul style="list-style-type: none">・市町村、都道府県・自治会、町内会

IV-3 市町村へのアンケート調査結果（4市町）

1 第5期対策の中山間等直接支払制度の効果（選択式）

設問	荒廃農地の発生・防止への貢献の程度	本制度の効果	本制度の必要性
回答 (選択された数)	<ul style="list-style-type: none">● かなり貢献している(1)● 一定程度貢献している(1)● やや貢献している(2)	<ul style="list-style-type: none">● 荒廃農地の発生防止(3)● 水路・農道等の維持、地域の環境が保全された(4)● 農業（農外）収入が増加した(1)● 担い手への農地の集積・集約化が進んだ(1)● 鳥獣被害が減少した(2)● 集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された(1)	<ul style="list-style-type: none">● 現行制度を維持し、継続する必要がある(3)● 制度の見直しを行い、継続する必要がある(1)

2 本制度の改善点等

設問	本制度がより取り組み易くなるためには、どのような改善が有効と思いますか。	集落や農用地を維持するためにはどのような支援や対策が必要だと思いますか。
回答(選択された数)	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象地域の要件緩和(3) ● 傾斜区分の要件緩和(1) ● 一団の農用地（1ha以上）の要件緩和(2) ● 協定活動期間（5年間）の緩和(2) ● 必須活動の内容の緩和(2) ● 集落戦略の内容の簡素化(2) ● 集落マスタープランの活動方策の内容の見直し(1) ● 交付単価の増額(2) ● 加算の充実(1) ● 交付金返還規定の緩和(3) ● 協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減(4) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業の担い手を確保するための支援(4) ● 担い手への農地の集積・集約化のための支援(1) ● 地域外からの定住者等を確保するための支援(2) ● 鳥獣害対策に対する支援(2) ● 機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援(1) ● 地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援(2)

3 今後の農地利用や集落機能等

(1) 次期対策（令和7年度～）

設問	次期対策の協定数見込み	協定数の減少要因	集落協定の統合・広域化の推進方針
回答(選択された数)	● 概ね現状維持見込み(3)	—	相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない(3)
	● ほぼすべての協定の 廃止 が見込まれる(1)	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動の中心となるリーダーの高齢化のため ● 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため ● 地域農業の中心となる者がいないため ● 農業収入が見込めないため ● 事務手続きが負担なため ● 交付金の遡及返還が不安なため ● 統合の相手先となる協定が近隣にないため 	担い手に対して個別協定に取り組むことを推進する(1)

3 今後の農地利用や集落機能等

(2) 5年後（令和10年）の農用地の利用、集落機能等

設問	農用地の荒廃状況	集落の寄り合いの回数	集落の各種行事の回数
回答(選択された数)	<ul style="list-style-type: none">● かなり荒廃が進む(1)● やや荒廃が進む(3)	<ul style="list-style-type: none">● 今と変わらない(1)● 今より減少する(3)	<ul style="list-style-type: none">● 今と変わらない(1)● 今より減少する(3)

4 集落戦略（2市町対象）

設問	集落戦略作成の推進に当たっての苦勞	集落戦略作成の推進に当たっての工夫
回答(選択された数)	<ul style="list-style-type: none"> ● 話し合う場を設けることが困難であった(1) ● 地域の農業を担う担い手の目途が立たない(1) ● 高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えること自体が難しかった(1) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた(1) ● その他（現在作成中）(1)

5 農村RMOの推進の意向

設問	農村RMOの推進の意向（選択式）
市町	
回答（選択された数）	現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定(4)

農村RMO（農村型地域運営組織）とは・・・

複数の集落協定又は広域化した集落協定と地域の関係組織が連携して行う農用地の保全活動、生活支援、農業を核とした経済活動に取り組む組織。